

# 第5章 計画の推進に向けて

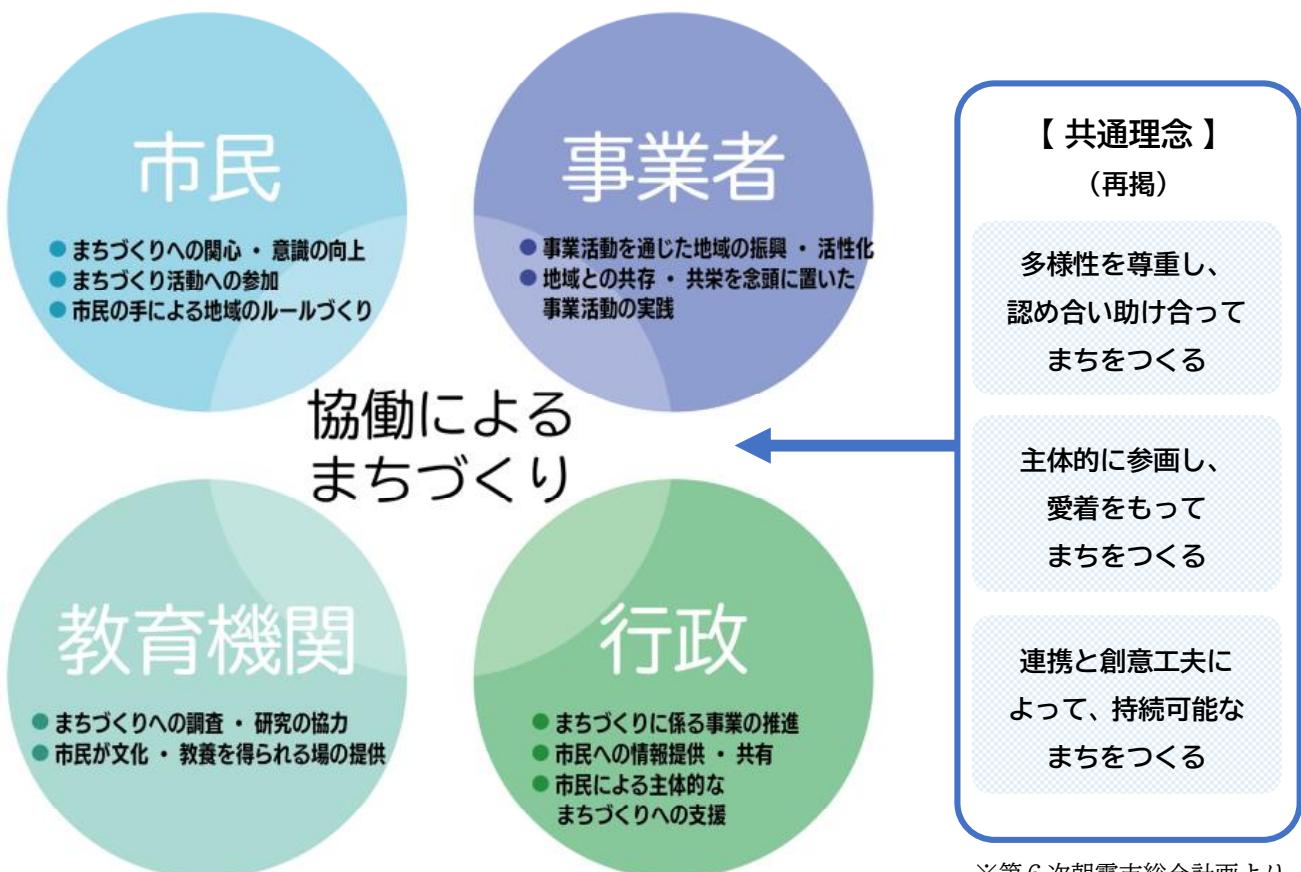
第2章から第4章では、将来像やテーマ別まちづくり方針、地域別まちづくり構想等、本市におけるまちづくりの基本的な方針を示しました。本章では、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を展開するための体制や進行管理の方法、推進方策について示します。

## 1 多様な主体との“協働”によるまちづくり

人口減少や少子高齢化の進行、持続可能な社会の構築に向けた取組の進展等、本市を取り巻く複雑な社会背景の中で、まちづくりを進めていくためには、各主体による取組の強化を図るとともに、多様な主体との連携・協働に基づいたまちづくりを、より一層推進していくことが求められます。

まちづくりの担い手である「市民」や「事業者」、「教育機関」、「行政」の主体ごとに本市が目指す将来像の実現に向けて果たすべき役割を整理し、第6次朝霞市総合計画の基本構想に示す共通理念のもと、多様な主体の連携・協働によるまちづくりを推進します。

### ■まちづくりの担い手である各主体の役割と“協働”によるまちづくりのイメージ



※第6次朝霞市総合計画より

■ 「市民」や「事業者」、「教育機関」に期待する主な取組

		まちづくりの担い手		
		市 民	事 業 者	教 育 機 関
まちづくりのテーマ	安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震化、防火対策の実施</li> <li>・ブロック塀等の、塀の耐震化、撤去</li> <li>・日頃から「もしも」に対する備え</li> <li>・共助の体制強化（地域との関係づくり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害や土砂災害等の災害リスクへの対策の実施</li> <li>・災害リスクや被災時の行動の周知</li> <li>・共助の体制強化（地域との関係づくり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害リスクに対する調査・分析</li> <li>・災害の危険性や避難行動の教育</li> <li>・学習の機会の提供</li> </ul>
	自然・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に優しいモビリティの選択</li> <li>・緑化や植栽の適切な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい住宅の整備（創エネ、省エネ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した施設整備</li> <li>・アダプト制度への参画</li> </ul>
	快適な移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通ルールの周知・徹底</li> <li>・自家用車以外のモビリティの選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通等の利用の推奨</li> <li>・新たな移動手段の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に適した移動手段の研究・開発</li> <li>・新たな移動手段や交通ルールの普及・啓発</li> <li>・学習の機会の提供</li> </ul>
	にぎわい・活力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等への参画</li> <li>・市内商店の利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内でのイベント等の実施</li> <li>・市内の事業者、教育機関とのコラボレーション</li> <li>・市内での事業拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に応じたにぎわいづくりの研究・実証</li> <li>・学習の機会の提供</li> </ul>
	暮らししい暮らし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスペースの活用</li> <li>・暮らししく働く場、活躍できる場の活用</li> <li>・交流の場への参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発や研究のテストフィールドとしての活用</li> <li>・共創空間（リビングラボ等）の創出・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習の機会の提供</li> </ul>
行政	<p>&lt;役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに係る事業の推進</li> <li>・市民への情報提供・共有</li> <li>・市民による主体的なまちづくりへの支援</li> </ul>			

## 2 まちづくりの評価と進行管理

### (1) 成果管理、進行管理の必要性

本計画に基づく関連施策を着実かつ効果的に展開するためには継続的な成果管理と透明性の高い進行管理が必要です。

まちづくりの成果管理（アウトプット）では、本計画に位置づけた取組ごとに実施体制を明確にしたうえで、総合計画と連携した定期的なモニタリングによりまちづくりの進捗度合いを測ることで定量的な成果管理を行います。

また、行政による取組と前頁で整理した、まちづくりの担い手に期待する取組による効果を把握するため、「各テーマの方針に対応した評価指標」を設定し、定期的な検証を行います。

まちづくりの進行管理では、既存の「都市計画審議会（まちづくりの進捗度合いの報告）」及び「府内検討委員会（府内の協議調整の場）」2つの会議体を活用し、まちづくりの進行を管理していきます。

以上のような成果管理と進捗管理の仕組みにより、本計画の実効性を高めます。

### (2) 各テーマの方針に対応した評価指標の設定

第2章で設定した5つのテーマについて、各テーマの方針に対応したまちづくりの効果を把握するため評価指標を設定します。**（評価指標は検討中）**

<テーマ別まちづくりを推進するための評価指標>

テーマ	方針	評価指標と目標値
安全・安心	日常生活のなかで災害が発生しても被害を最小限に留め、素早く確実に復旧できる、防災・防犯ともに備えができている安全・安心に暮らせるまちを目指します。	<b>検討中</b>

テーマ	方針	評価指標と目標値
自然・環境	みどりのある朝霞らしい風景を守り、親しみ、未来のこどもたちに胸を張って残せる持続可能な自然豊かで環境にやさしいまちを目指します。	<b>検討中</b>
快適な移動	多様な移動手段でつながる、安全で快適な移動環境のある、人にやさしい交通アクセスのよいまちを目指します。	<b>検討中</b>
にぎわい・活力	四季折々のイベントが充実し、笑顔が絶えないワクワクするまち、鉄道駅や道路ネットワーク・地域資源を生かしたにぎわいと活力のあるまちを目指します。	<b>検討中</b>
暮らししい暮らしき	自然と利便性が共存するコンパクトな住宅都市であることを生かし、暮らししくいきいきと暮らせる、活躍できるまちを目指します。	<b>検討中</b>

### (3) まちづくりの進行管理

#### 1) 進行管理の考え方

本計画は、第6次朝霞市総合計画等の上位計画に即しつつ、概ね20年後の将来像を見据えた計画としていますが、計画期間内においても、社会及び経済状況が大きく変化していくことも大いに予想されます。

そのため、本計画に位置づけられた取組については、PDCAサイクル（Plan「計画の策定（改定）」⇒Do「施策の実施」⇒Check「検証」⇒Action「事業・施策の見直し」）のもと、継続的改善を行っていきます。



#### 2) まちづくりの評価体制

本計画策定後は、2つの会議体「都市計画審議会」及び「庁内検討委員会」を設置し、進行管理を行います。また、その結果を市民と共有することを目的に、年1回程度イベント等と合わせて本計画の進捗や成果を市民と共有する場を設けます。

#### ■まちづくりの評価体制

	委員構成	目的
都市計画審議会	外部有識者 市内関係者 公募市民等	<ul style="list-style-type: none"><li>・取組の進捗状況の報告（透明性の確保）</li><li>・取組への委員意見の反映（客観性の確保）</li></ul>
庁内検討委員会	市関係部署	<ul style="list-style-type: none"><li>・取組の実施に向けた協議調整（庁内調整）</li></ul>
市民と共有する場	—	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちづくりの進捗や成果を広く市民に共有する（市民への周知とPR）</li></ul>

### 3 将来像の実現に向けた推進方策

#### (1) 既存制度の適切な活用・運用

本計画の実施に向けたまちづくりの手法として、都市計画法等に基づく諸制度や、条例等による本市独自の規制・誘導制度等、官民が連携して取り組む等、様々な手法があります。まちづくりに関わる多様な主体との協働のもと、これらの制度を活用してまちづくりを進めるとともに、適切な運用を行います。

各施策・事業の実施にあたっては、本市の単独事業に加え、必要に応じて国、県の事業・制度等の活用を図るとともに、関係機関への協力の要請に努めます。

特に国道254号バイパスの第2期整備や河川改修等の広域的な見地から行われる国・県等の事業や施策について、関係機関との連携を強化するとともに、本市のまちづくりの基本的な方針を示し、理解と協力を求めていきます。

#### ■本計画の実現に向けて想定される主な手法

区分	主な手法
規制・誘導手法の活用	法に基づく 規制・誘導手法  (区域区分) 市街化区域、市街化調整区域 (地域地区) 用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、 特別緑地保全地区 等 (その他の制度) 地区計画、景観計画、建築協定、緑地協定 等
市が独自に決める規制・誘導手法	地域特有の政策の実現や課題の解決のために制定する もの（まちづくり条例、景観条例、建築物に関する 条例、緑化条例等）
市民等の 自主的な まちづくり手法	まちづくりのルールづくり（任意協定、景観・緑化 等、きめ細かなルールづくり 等） 都市計画提案制度（用途地域の変更、高度地区的指定、 地区計画の策定 等）
都市計画事業の推進	都市計画道路事業、都市計画施設、 土地区画整理事業、公園事業、下水道事業 等
各分野の施策との連携	福祉環境整備の充実や地域資源の活用等ソフト分野の 施策との連携を深め、総合的なまちづくりを進めます。 ・コミュニティ（地域共同体）、 NPO（民間非営利組織）、ボランティア活動の支援 ・祭り、イベントの開催・運営 等

■本市において想定されるまちづくりの主な手法とその使い方

まちづくりの 主な手法	制度の概要	本市での使い方
都市計画提案制度	・土地所有者やまちづくり法人等が一定の条件を満たした上で、県や市に対し都市計画の提案ができる制度です。	・各地域をより良くするための提案を頂き、市民等と連携して地域特性に応じたまちづくりを進めています。
区域区分 ・市街化区域 ・市街化調整区域	・無秩序な市街化を防ぎ、計画的なまちづくりを行うため、都市計画区域を「市街化区域（すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）」と「市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）」を設定し、適切な土地利用を誘導するものです。	・内間木地域や黒目川沿いに設定されている市街化調整区域では、市街化を抑制し、残されている農地や緑地、水辺空間等の貴重な資源を適切に保全します。
用途地域	・住居、商業、工業等種類の異なる土地利用が混在すると、お互いに生活環境や業務の利便性に支障を来たすことから、それぞれの土地利用に合った環境を保ち、効率的な活動を行えるよう、都市を13種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途や形態（容積率、建ぺい率等）を定め、適切に運用するものです。	・駅周辺に指定されている商業系用途地域や工業系用途地域においては、経済・産業活動の維持や利便性を確保するよう土地利用の適切な運用を行います。あわせて周辺の住宅地等、周辺環境との調和に配慮するよう誘導を図ります。 ・用途区分や形態規制の見直しや戦略的な土地利用・転換が求められる場合、用途地域の見直しを行います。
防火地域・ 準防火地域	・市街地の火災による延焼の危険性を防ぐため「防火地域・準防火地域」を指定し、建物の構造等の規制により火災に強い地域の形成を図るものです。	・駅周辺や建物の密集度が高い地域を対象に指定し火災に強い地域を形成します。

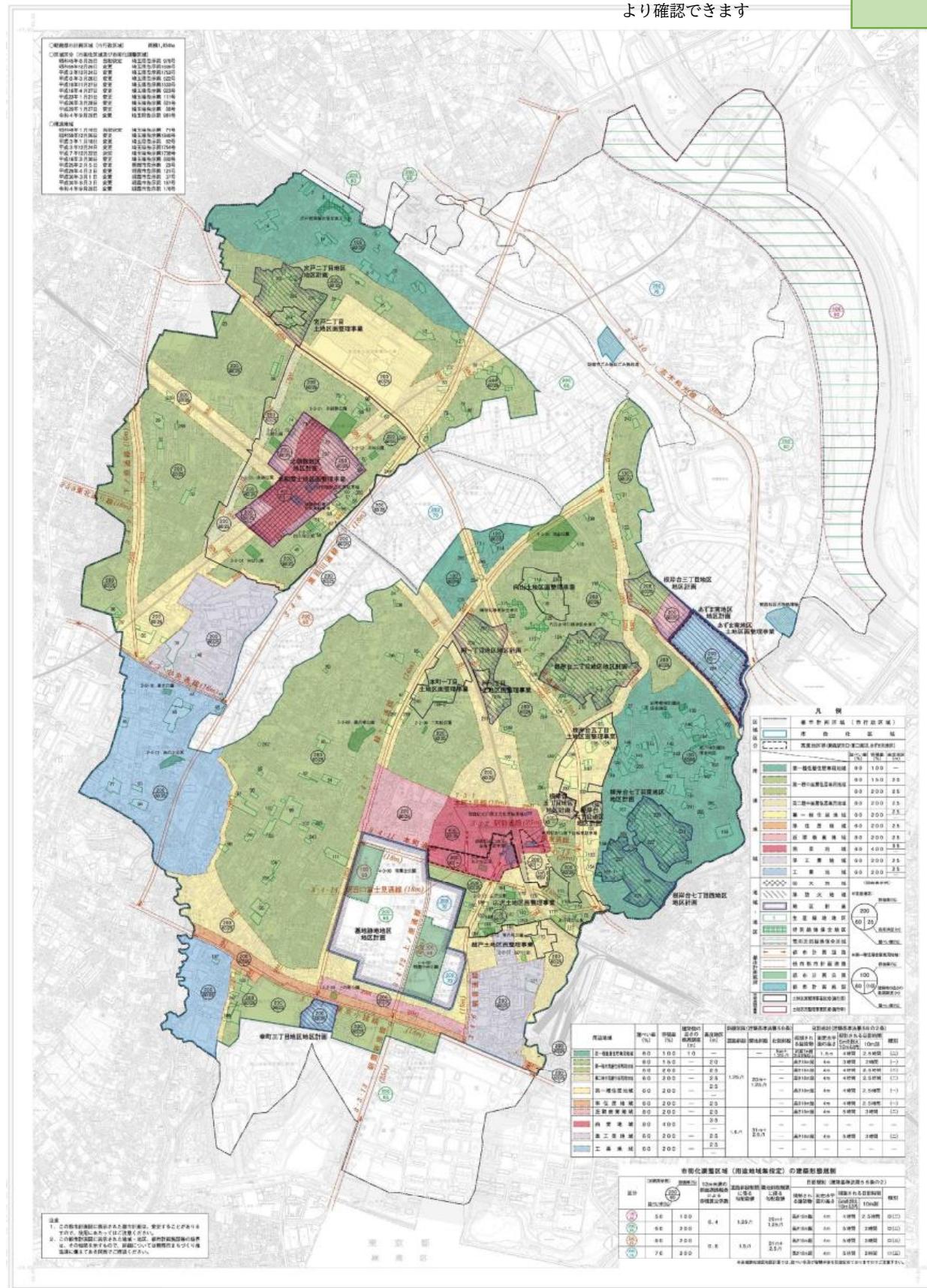
■本市において想定されるまちづくりの主な手法とその使い方（つづき）

まちづくりの 主な手法	制度の概要	本市での使い方
地区計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域等による制限に加えて、建てられる建築物の用途、高さ、敷地面積生垣の配置や建物の色彩等、その地区ごとの特性に応じたきめ細やかな制度内容（まちづくりのルール）を決めるこにより、住みよいまちへの誘導を目的とした制度です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅周辺におけるにぎわい・魅力ある空間を創出します（壁面後退、用途制限）。</li> <li>宮戸二丁目地区、岡一丁目地区、根岸台二丁目地区、根岸台七丁目東地区・西地区では、良好な住環境を形成します（公共施設の配置、用途制限、敷地面積制限等）。</li> <li>基地跡地や国道254号バイパス沿道等の市街化調整区域においては、無秩序な市街化を抑制し、計画的な土地利用を誘導します。</li> <li>既存の地区計画についても、本市の目指す将来像や社会動向等と照らし適切な内容となっているか確認し、必要に応じて見直します。</li> </ul>
まちづくりに関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特性に合わせて、より良いまちなみや住環境を守り育てるために市が独自に定めるルールのことです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画区域内における建築物の制限に関する条例や、朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例等、まちづくりに関する様々な条例・要綱（ルール）を適切に運用します。</li> <li>また、本計画や立地適正化計画等各分野の様々な計画に基づき、関連する条例・要綱（ルール）が連携しながら、まちづくりを推進します。</li> <li>多様な主体がまちづくりに関わりやすくなるルールづくりについて検討を進めます。</li> </ul>

## ■朝霞市都市計画図（令和5（2023）年3月作成）

※都市計画図の詳細は市ウェブ  
サイトまたは右記 QR コード  
より確認できます

QR



## (2) 最新技術を活用したまちづくりの推進

都市計画基礎調査をはじめ、3D都市モデルやビッグデータ等まちに関わるデータを分野横断的に統合・可視化する等、まちづくりのDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、持続可能な都市開発、災害対策等に資する環境整備を検討します。

市民や企業（事業者）、大学等自らが発案するというボトムアップ型のまちづくりを支援するため、市民等が情報やデータを収集し、これに基づいて地域の問題解決策を自ら考えることのできる環境整備を検討します。

府内各課で個別に管理されていたまちづくり等に関わる基礎データについて、GIS（地理情報システム）等の活用により府内業務の効率化を図るとともに、まちづくり情報の見える化を推進します。

次世代モビリティ等最新技術の積極的な活用を検討し、市民の生活利便性の向上を図っていきます。また、まちづくりにあたっては、多様な主体の理解・協力が不可欠であることからICTやAI、SNS等を活用したまちづくりの見える化や積極的な情報発信を推進していきます。

### ■最新技術を活用したまちづくりのイメージ（出典：内閣府（スマートシティ））



### (3) 周辺自治体・県・国等との連携

広域的な都市計画の調整やまちづくりに関する相互の情報交換、及び既存施設の相互利用や広域的な公共サービスの向上、充実を図るため、周辺自治体等との連携強化を図ります。

### (4) まちづくりの継続

#### ■基本的な考え方

本計画の将来目標は、策定時から概ね20年後を見据えて検討したものですが、まちづくりは20年という期間に限定されるものではなく永続的なものです。本計画に基づく施策のほかにも、いつまでも住み続けたいまちとして持続的に発展していくため、様々なまちづくりに関する取組を進めていきます。

#### ■取組内容

##### ①まちづくりの人材確保

市民が主催する活動やNPO（民間非営利組織）等の団体、ボランティア等まちづくりに関する組織への支援のほか、企業、大学等の専門機関との連携も進める等、まちづくりを担う人材の確保・支援のための方法の検討を進めます。

まちに対する愛着を育て、将来的にまちづくりに関わりを持つ担い手を育成していく観点から、学校教育や生涯学習の中で、地域特性をふまえたまちの再認識や、身近なまちづくりへの参画手法の提示、まちづくりを考える機会の提供等、教育とまちづくりとの関わり方について検討します。

行政においては、市民、事業者、教育機関が協働のまちづくりを行う上で抱えている課題への対応や、様々な活動間の調整等が求められていることから、研修や地域での実践的なまちづくり活動への参画等を通じて、多様な市民、事業者、教育機関のニーズ等に柔軟に対応できる専門性の高い職員の計画的な育成に努めます。

また、行政だけで進めるのではなく、市民、事業者、教育機関が主体となって動ける組織を作ることへの支援も重要です。具体的には、特定のエリアにおいて市民、事業者が主体となって良好な住環境やまちの価値を維持・向上させる活動（広場でのイベント、清掃活動、防犯活動等）を担うエリアマネジメント組織や都市再生特別措置法等に基づき意欲のある団体を公的に認定し計画の提案、実現へと動かす仕組み等が挙げられます。

## ②まちづくりの財源の確保

今後も引き続き効率的、効果的な事業の実施に努めるとともに、効率的な収益事業のあり方や適正な公共サービスの受益者負担、開発利益の還元等を検討し、より良いまちづくりを進めるための健全な財政運営を図ります。

国・県等の補助の有効活用等による適切な財源確保に努め、必要に応じてまちづくり基金等、新たなまちづくり財源の活用や、PPP/PFI、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング等、民間活力の導入も検討します。

まちづくりの財源を有効に活用していくため、市民や事業者、教育機関等の立場からの意向もふまえ、重点的に推進すべき施策を選定するとともに、実効性のある推進プログラム化を図り、長期的な視点にたった計画的・効率的な財政運営に努めます。

## ③多様な主体がまちづくりに関わりやすくなるルール等の検討

まちづくりを行う主体である市民、事業者、教育機関、行政のそれぞれの役割分担と相互の協働によってまちづくりを進めるため、都市計画制度の一層の活用はもとより、現行の法制度にとらわれない本市独自のまちづくりについても進められるよう、土地・建物の利用、景観・まちなみ、自然環境の保全等様々な分野にわたる、市全域や各地域の特性に応じたまちづくりについて、市民との連携、役割分担等のあり方も含めた本市にふさわしいルールづくりを検討していきます。

また、市民、事業者、教育機関、行政等の協働によるまちづくりに対する理解と協力を深めるため、まちづくりにおける協働の理念の共通理解を図り、協働のための体制整備を進めるとともに、各主体のまちづくりに対する責任や役割の明確化についても検討します。